

## 生徒心得

本校教育目標達成のための生徒心得を定め、日常生活の行動規範とする。

### 1 礼 儀

本校生徒は、教職員、また生徒相互に礼儀を尽くす。校内では部外者にも挨拶会釈を行う。

### 2 服装・頭髪

- (1) 服装は質素、清潔、端正を第1とする。
- (2) 制服（夏・冬服・コート・ベスト・セーター・校章）及び上履き・カバンは、学校指定のものとする。また、通学は黒のローファーまたは黒・紺・白を基調としたスポーツシューズを使用する。いずれもくるぶしが出ること。派手なもの禁止する。また高価な靴の使用は避けること。
- (3) 靴下は白地または黒地にワンポイント（ロゴ）まで可とする。（ラインやデザインはいかなるものも不可）また、極端に長短・厚薄のものは不可（くるぶしが隠れる長さとする）。
- (4) 男子は以下のベルトを必ず着用すること。  
黒の皮（合皮）のベルト。無地でバックルはシンプルなもの。編み込みのベルトは不可とする。  
女子スラックスで、ベルトを着用する場合は、黒、紺または茶のものとする。
- (5) 校舎内では、上履きを使用し、踵の踏みつけをしない。
- (6) 校舎内では、手袋・マフラー・ネックウォーマーの使用をしてはいけない。また、マフラー及びネックウォーマーは華美でないものとする。
- (7) スtockingの使用は、ベージュ・黒色に限る。
- (8) シャツの下部は、ズボン・スカートの内側に入れ、アンダーシャツは華美でないものとする。
- (9) 朝礼から終礼（放課後課外終了）までは、ネームプレートを着用する。
- (10) 制服の改造は、一切厳禁とする。止むを得ない理由によって異装する場合は、生徒育成部長より異装許可証を受けなければならない。
- (11) スカートの腰の部分での折り曲げは禁止とし、ズボンは腰より下げた状態ではない。
- (12) 頭髪について
  - ① 男子で長髪にする者は、前髪は眉を超えない長さとし、後ろの長さはえりの上部（制服）の線まで、横髪は耳にかからない長さとする。また、流行を追うような髪型や奇抜な髪型などは禁止する。
  - ② 女子は、前髪は眉を超えない長さとし、後髪は両肩先を結ぶ線を基準として、それより長い場合は結髪する。結髪に用いるゴムは、黒又は紺、茶色のものとし、その他の色物のピンなどは使用してはならない。
  - ③ パーマ、毛染、脱色など自毛に加工することは一切禁止する。
- (13) そ の 他
  - ① 化粧は、一切禁止する。  
止むを得ずリップクリーム・日焼け止めを使用する場合は無色とする。
  - ② ピアス、指輪、ネックレス等の装飾品は、一切禁止する。
  - ③ 爪は、短く切って、いつも清潔にしておくこと。

### 3 校内生活

- (1) 正門または南門から登校，8時30分までに着席する。
- (2) 登校後は，許可なくして校外に外出しないこと。
- (3) 校内の諸施設，器具を破損したときは，ホームルーム担任に届け出ること。
- (4) 学習に不必要なもの（雑誌，マンガ本，プリクラ，トランプ等）を持参しないこと。
- (5) 携帯電話については，学校敷地内での使用は禁止する。学校敷地内では電源を切り，鞆の中に入れるなど，自己管理を徹底し，鞆から外に出したり，身体に携帯したりすることがないようにすること。着信音が鳴ったり，携帯電話を扱って校内の風紀を乱した場合は，指導の対象とする。
- (6) 歩きながらの携帯電話の使用，自転車運転中の使用はしない。駅やバス停，電車・バス乗車中など公共の場では，大きな音量で使用をしないなどマナーを守ること。
- (7) 家庭でルールを決め，学習の妨げになるような携帯電話の使用はしないこと。また，有害サイトの閲覧や，SNSなどに他人の情報や，写真・動画の掲載をしないこと。
- (8) タクシーや保護者送迎による登下校は，原則として禁止する。

### 4 集会，掲示，届出

- (1) 校内での集会や署名運動をする際は生徒育成部長の許可を受ける。
- (2) 校内でポスター，黒板その他を利用して掲示を行うときも（1）に同じ。
- (3) 盗難，被害のあった場合は，直ちにホームルーム担任に届け出る。
- (4) 自転車通学は，原則禁止する。特段の事由のある者はホームルーム担任へ届け出，生徒育成部長の許可を得る。
- (5) 運転免許証の取得は安全管理のため禁止する。ただし，家庭の事情に必要であり，申し出があった場合は考慮する。
- (6) バイク及び乗用車での通学は禁止する。

### 5 校外生活

- (1) 生徒間の交際は，互いに敬愛し明朗健全であるよう心掛ける。
- (2) 夜間外出は午後9時までとし，交友間の宿泊はしてはならない。
- (3) カラオケボックス・ゲームセンター等の遊戯施設には，登下校時には出入りしないこと。
- (4) アルバイトは，原則として禁止する。ただし，家庭の事情（経済的理由）で申し出があった場合は，考慮する。

※学校の実情や生徒総会等による生徒の意見、保護者の意識、社会状況、時代の進展等を踏まえ、随時、見直しを行います。